

※イメージ



「認定証マーク」とは、その商品が観光土産品の審査会などで合格し、適正な表示をしていると保証したものであり、消費者の皆さんはそれを信用して安心してお土産品を選ぶことができます。

山形県観光土産品公正取引協議会は、必要表示事項、過大な包装の禁止、特定事項の表示基準、不当表示の禁止など消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた規約に従い適正な表示をしていると認められる会員に対し、その製造または販売にかかわる観光土産品の容器または包装に「認定証」を表示することを許可しています。ですから、消費者の皆さんが安心して観光土産品をお求めいただけるわけです。